

水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号）と水質モニタリング方式効率化指針（平成11年4月）の  
測定地点・頻度の考え方

	水質調査方法	水質モニタリング方式効率化指針
測定地点	<p>&lt; 河川 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利水地点</li> <li>2. 主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点および流入前の地点</li> <li>3. 支川が合流後十分混合する地点および合流前の本川または支川の地点</li> <li>4. 流水の分流地点</li> <li>5. その他必要に応じ設定する地点</li> </ol> <p>&lt; 湖沼 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 湖心</li> <li>2. 利水地点</li> <li>3. 汚濁水が湖沼に流入した後十分混合する地点</li> <li>4. 河川が流入した後十分混合する地点および流入河川の流入前の地点</li> <li>5. 湖沼水の流出地点</li> </ol> <p>&lt; 海域 &gt;</p> <p>水域の地形、海潮流、利水状況、主要な汚濁源の位置、河川水の流入状況等を考慮し、水域の汚濁状況を総合的に把握できるようにして選定する。採水地点間の最短距離は500～1km程度を標準とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 汚濁源の状況に応じた調査地点の位置及び分析項目の絞り込みを図る。</li> <li>2. 重金属等、自然的原因による汚染も勘案しながら、ローリング調査等の手法で効率的な調査を実施する。</li> <li>3. 汚濁源の少ない水域においてはローリング調査等の手法で効率的な調査を実施する。</li> <li>4. 調査地点間の位置関係を考慮し、地点配置の効率化を図る。</li> </ol>
測定頻度	<p>&lt; 健康項目 &gt;</p> <p>月1日以上、各1日について4回程度採水。 このうち1日以上は全項目について測定。その他の日については、必要と思われる項目について実施。</p> <p>&lt; 生活環境項目 &gt;</p> <p>環境基準点や利水上重要地点においては月1回以上、各1日について4回程度採水。状況に応じ適宜回数を減ずることも可。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農薬類は使用時期を考慮して調査時期を限定する。</li> <li>2. 分析作業の効率化の視点から調査時期を選定する。</li> <li>3. 健康項目は、長年検出されない場合、調査頻度の絞り込みを検討する。</li> </ol>